

相模原市動物の愛護及び管理に関する条例の改正(案)の概要について

1 改正の趣旨

市内では、多数の犬又は猫を抱え適切な飼養管理ができなくなってしまう、いわゆる多頭飼育崩壊が毎年発生しています。

多頭飼育崩壊が発生した場合には、市が当該犬又は猫を引き取り、飼養管理するとともに、動物愛護ボランティアと協力し、新たな飼い主へ譲渡しています。

こうした多頭飼育崩壊を防止するためには、不適切な飼養管理の早期発見や適正飼養の普及啓発に向けた更なる取組が必要であることから、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に規定する多数の動物の飼養及び保管に係る届出制度を導入するため、相模原市動物の愛護及び管理に関する条例(平成21年相模原市条例第64号)を改正するものです。

2 主な改正の内容

(1) 犬又は猫の多頭飼養の届出に係る規定の追加

ア 犬又は猫の飼養者は、一の施設において飼養し、又は保管する犬(生後91日未満の犬を除く。以下同じ。)又は猫の数が6以上となったときは、その日から30日以内に、犬又は猫の数、避妊又は去勢手術の措置の有無等を市長に届け出なければならないこととします。

イ アの届出事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならないこととします。

ウ アの届出に係る施設において、飼養若しくは保管を廃止したとき又は犬若しくは猫の数が6未満となったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならないこととします。

エ 第一種動物取扱業者又は第二種動物取扱業者がその登録等に係る施設において犬又は猫を飼養し、又は保管する場合等は、アからウまでの届出は不要とします。

第一種動物取扱業者

反復・継続して営利を目的に動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示等を業として行う者として登録を受けた者をいう。

例 ペットショップ、ブリーダー等

第二種動物取扱業者

営利を目的とせずに飼養施設を設けて、動物の譲渡、保管、貸出し、訓練、展示等を業として行う者として届出を行った者をいう。

例 動物愛護ボランティア等

(2) 過料に係る規定の追加

次のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処することとします。

ア (1)ア又はイの届出をせず、又は虚偽の届出をした者

イ (1)ウの届出において虚偽の届出をした者

3 今後のスケジュール

令和6年6月20日から
7月19日まで

パブリックコメント(意見募集)の実施

8月

市議会9月定例会議に改正条例案を提出

令和7月4月

改正条例の施行

動物の多頭飼育問題とは？

ペットの犬や猫などが増えすぎてしまい、適正に飼えなくなる状況をいいます。
多頭飼育問題では、ペットの世話や掃除ができなくなり、

糞尿が放置され、悪臭や害虫が発生し、飼い主の生活環境が悪化
飼育動物に栄養不良が起こり、感染症が蔓延するなど、動物の健康状態が悪化
悪臭や騒音、害虫の発生など、周辺的生活環境が悪化

などの状況が生じ、いわゆる多頭飼育崩壊が生じてしまいます。

動物の多頭飼育問題は、誰にでも起こりうる問題です。

とても高い繁殖力！

多頭飼育問題は、飼っているペットが繁殖するなどして、飼育頭数が増えることで起こります。

特に猫は繁殖力が強く、生後4～12か月で繁殖が可能となり、年2～4回出産し、1回に4～8頭の子猫を産みます。犬も、生後6～9か月で繁殖が可能になり、年に2回出産し、1回に5～10頭の子犬を産みます。

1頭のメス猫が・・・1年後には20頭以上・・・2年後には80頭以上・・・3年後には2000頭以上に！



出典：環境省パンフレット「捨てず 増やさず 飼うなら一生」

多頭飼育の届出とは？

動物の愛護及び管理に関する法律第9条に規定される

「地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができる。」

に基づく届出のことです。

都道府県、指定都市、保健所設置市の一部で導入しており、神奈川県においては、犬及び猫の合計数が10以上となった場合に届出する規定を条例によって設けています。